

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年 2月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則 (昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「追加号」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第19条の3 給与条例第13条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間 (給与条例第14条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。) 以外の時間とする。</p> <p>(1) 勤務時間条例第 5 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間のうち <u>7 時間45分</u> を超える時間</p> <p>(2) 勤務時間条例第 5 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた後の 1 週間の正規の勤務時間のうち勤務時間条例第 3 条第 2 項若しくは第 4 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 3 条第 2 項若しくは第 4 条の規定により当初に割り振られていた 1 週間の正規の勤務時間 (当該勤務時間が<u>38時間45分</u>に満たない場合にあっては<u>38時間45分</u>、給与条例第14条の規定により休日勤務手当が支給される場合にあっては当該勤務時間に当該休日勤務手当が支給されることとなる時間を加えた時間) を超える時間 (前号に掲げる時間を除く。)</p> <p>(3) 勤務時間条例第 5 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた後の割振り単位期間における正規の勤務時間</p>	<p>第19条の3 給与条例第13条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、<u>次の各号</u>に掲げる時間 (給与条例第14条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。) 以外の時間とする。</p> <p>(1) 勤務時間条例第 5 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間のうち <u>8 時間</u> を超える時間</p> <p>(2) 勤務時間条例第 5 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた後の 1 週間の正規の勤務時間のうち勤務時間条例第 3 条第 2 項若しくは第 4 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 3 条第 2 項若しくは第 4 条の規定により当初に割り振られていた 1 週間の正規の勤務時間 (当該勤務時間が<u>40時間</u>に満たない場合にあっては<u>40時間</u>、給与条例第14条の規定により休日勤務手当が支給される場合にあっては当該勤務時間に当該休日勤務手当が支給されることとなる時間を加えた時間) を超える時間 (前号に掲げる時間を除く。)</p> <p>(3) 勤務時間条例第 5 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた後の割振り単位期間における正規の勤務時間</p>

のうち勤務時間条例第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第4条の規定により当初に割り振られていた正規の勤務時間（当該勤務時間が38時間45分に当該割り振り単位期間内の週の数に乗じて得た時間に満たない場合にあつては当該乗じて得た時間、給与条例第14条の規定により休日勤務手当が支給される場合にあつては当該勤務時間に当該休日勤務手当が支給されることとなる時間を加えた時間）を超える時間（前2号に掲げる時間を除く。）

2 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等）

第23条 略

2 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数とする。

(1) 勤務時間条例第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者
その者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条及び県費負担教職員勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数

(2) 勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により勤務時間が定められた者 人事委員会が別に定める時間数

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）第2条各号（第10号及び第15号を除く。）に掲げる特殊勤務手当及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号から第18号までに掲げる特殊勤務手当とする。ただ

のうち勤務時間条例第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第4条の規定により当初に割り振られていた正規の勤務時間（当該勤務時間が40時間に当該割り振り単位期間内の週の数に乗じて得た時間に満たない場合にあつては当該乗じて得た時間、給与条例第14条の規定により休日勤務手当が支給される場合にあつては当該勤務時間に当該休日勤務手当が支給されることとなる時間を加えた時間）を超える時間（前2号に掲げる時間を除く。）

2 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等）

第23条 略

2 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、勤務時間条例第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条及び県費負担教職員勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とする。

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）第2条各号（第10号及び第15号を除く。）に掲げる特殊勤務手当及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号から第18号までに掲げる特殊勤務手当とする。ただ

<p>し、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員（給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は育児短時間勤務職員等（給与条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>7時間45分</u>に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。</p> <p>4 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 日によって定められた特殊勤務手当 その額を<u>7.75</u>で除して得た額</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>し、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員（給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は育児短時間勤務職員等（給与条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>8時間</u>に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。</p> <p>4 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 日によって定められた特殊勤務手当 その額を<u>8</u>で除して得た額</p> <p>(3)及び(4) 略</p>
---	---

（職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により勤務時間が定められた者<u>にあっては</u>その者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により</p>	<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>

<u>勤務時間が定められた者</u> にあっては人事委員会が別に定める額とする。 (1)～(4) 略 2～4 略	(1)～(4) 略 2～4 略
--	--------------------

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(支給月額) 第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第2条第2項から第4項までの規定により <u>勤務時間が定められた者</u> にあっては同欄に定める額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、 <u>勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者</u> にあっては人事委員会が別に定める額)とする。 2 略	(支給月額) 第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額(<u>給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び給与条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等</u> にあっては、同欄に定める額)に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 2 略

(宿日直手当に関する規則の一部改正)

第4条 宿日直手当に関する規則(昭和44年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(宿日直手当の額) 第3条 略 2 条例第16条の2第1項ただし書に規定する人事委	(宿日直手当の額) 第3条 略 2 条例第16条の2第1項ただし書に規定する人事委

<p>員会規則で定める日は、執務時間が午前8時30分から午後0時15分又は午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日とし、当該人事委員会規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務についての宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>	<p>員会規則で定める日は、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日及びこれに相当する日とし、当該人事委員会規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務についての宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>
--	---

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第5条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者) <u>あつては、その額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者) <u>あつては人事委員会が別に定める額とする。</u>)とする。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額(<u>条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等) <u>あつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u>)とする。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p>

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特別の形態による育児短時間勤務)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第12条の人事委員会規則で定める時間は、<u>15時間30分</u>とする。</p>	<p>(特別の形態による育児短時間勤務)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第12条の人事委員会規則で定める時間は、<u>16時間</u>とする。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日(条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が<u>15時間30分</u>を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が<u>15時間30分</u>を超えないこと。</p> <p>3 略</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条</p>	<p>(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日(条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が<u>16時間</u>を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が<u>16時間</u>を超えないこと。</p> <p>3 略</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条</p>

の規定に基づき勤務日（3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日）をいう。第11条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

（年次有給休暇の日数）

第12条 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、同条第5項の規定に基づき定められた勤務時間数を含む。）を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2～7 略

の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日）をいう。第11条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（年次有給休暇の日数）

第12条 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2～7 略

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第8条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）</p> <p>第2条 市町村教育委員会（条例第3条第2項に規定する市町村教育委員会をいう。以下同じ。）は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が<u>15時間30分</u>を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 市町村教育委員会は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 1回の勤務に割り振られる勤務時間が<u>15時間30分</u>を超えないこと。</p> <p>3 略</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（<u>3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定に</u></p>	<p>（特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）</p> <p>第2条 市町村教育委員会（条例第3条第2項に規定する市町村教育委員会をいう。以下同じ。）は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が<u>16時間</u>を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 市町村教育委員会は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 1回の勤務に割り振られる勤務時間が<u>16時間</u>を超えないこと。</p> <p>3 略</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（<u>4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。）</u></p>

<p>より勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、<u>155時間</u>に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、<u>同条第5項の規定に基づき定められた勤務時間数を含む。</u>)を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>2～7 略</p>	<p>が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p><u>3 市町村教育委員会は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</u></p> <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、<u>160時間</u>に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(当該日数に1日未満の端数の時間があるときは、これを含む日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>2～7 略</p>
---	--

(任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 任期付研究員の採用等に関する条例施行規則(平成13年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)</p> <p>第11条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)の時間帯とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法</p>	<p>(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)</p> <p>第11条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)の時間帯とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法</p>

第17条の規定による短時間勤務をしている職員の条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、前項の規定にかかわらず、育児休業法第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務の内容に従った時間帯（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第6条第1項の規定により休憩時間を置かなければならない場合にあつては、当該時間帯から当該休憩時間を除いた時間帯）とする。

第12条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 略
- (2) 勤務時間条例第11条に規定する年末年始の休日
- (3) 全日にわたり勤務時間条例第13条に定める休暇が承認された日
- (4) 略

第17条の規定による短時間勤務をしている職員の条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、前項の規定にかかわらず、育児休業法第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務の内容に従った時間帯（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第6条第1項の規定により休憩時間を置かなければならない場合にあつては、当該時間帯から当該休憩時間を除いた時間帯）とする。

第12条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 略
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第11条に規定する年末年始の休日
- (3) 全日にわたり職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条に定める休暇が承認された日
- (4) 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。